

「新作日本刀・刀職技術展覧会」規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、新作日本刀・刀職技術展覧会の開催について必要な事項を定める事を目的とする。

(展覧会の名称)

第2条 新作日本刀・刀職技術展覧会と称する。

(開催の目的)

第3条 開催趣旨

- ① 公募によるコンクールとして、新たな基準に基づく厳正な評価を通し、日本刀にかかわるすべての技術の水準向上を図り、斯界の人材育成に資する。
- ② 成果を展覧会として一般に公開し、総合的工芸品である日本刀の世界および日本刀文化について理解を深めてもらう。また、海外に向けて本展の情報を発信し、現代の日本刀・刀職技術を強くアピールする。
- ③ 日本刀文化振興協会恒例の公益目的事業と位置づけ、作家・職方の登竜門として、また新たな伝統を蓄えてゆく場としての権威ある総合的展覧会とする。

(主催)

第4条 本展は、公益財団法人日本刀文化振興協会が開催する。

(運営委員会)

第5条 本展を総理、並びに推進するために、新作日本刀・刀職技術展覧会運営委員会（以下「運営委員会」）という。）を置く。

2 運営委員は、理事の中の刀職者が就き、運営委員長は委員の互選にて選出する。

(会期及び会場)

第6条 本展の開催は新作日本刀・刀職技術展覧会運営委員長（以下「運営委員長という。」）が定める。）

(部門構成)

第7条 本展は、作品の種別によって次の3部門に分ける。

作刀・刀身彫刻部門・・・作刀・刀身彫刻（分野）

研 磨 部門・・・研磨（分野）

刀 装 部門・・・鐔（その他刀装具）・白銀（鍮その他金具）・白鞘・拵下地・柄巻き・鞘塗り・拵（分野）

(陳列作品)

第8条 本展に陳列する作品は、すべて審査の上決定する。ただし、古作参考品、遺作については、出品を委嘱して陳列することができる。

第2章 出品

(出品条件)

第9条

- ① 本展の趣旨にそうものであること
- ② 資格・国の内外は問わない。ただし、作刀は有資格者であること。
- ③ 自身が製作または研磨・施彫したものであること。ただし、刀装部門の拵については別に定める。作刀並びに鐔（その他刀装具）は作者銘があること。
- ④ 未発表のものであること。但し、諸工作終了後1年以内のもの。作刀は登録後1年以内のもの。

(出品申込)

第10条 本展に出品を希望する者は、別に定める申込書により別に定める出品申込料を添えて、本展事務局に申し込まなければならない。

(出品申し込み料)

第11条 出品申込料は、その都度定める。

(出品点数)

第12条 出品の点数は、その都度定める。

(題名等の明示)

第13条 出品作品には、適當の箇所に、作者氏名を明記したし紙片等を付さなければならない。

(搬入期間)

第14条 搬入期間は、その都度定める。

(搬入場所)

第15条 搬入場所は、その都度定める。

(輸送搬入)

第16条 出品作品を輸送により搬入する場合は、荷造り表装に「新作日本刀・刀職技術展覧会作品」と表記しなければならない。

(出品作品の受理)

第17条 出品作品を受理したときは、引替えに預り証を交付するものとする。

(受理作品の保管)

第18条 受理した作品は、受理した時から返品するまで実行委員会がその保管の責めを負うものとする。ただし、不可抗力によって生じた損害については、その責めを負わない。

2 受理した作品は、運営委員会の許可なくして搬出することはできない。

第3章 賞の種類及び審査

(賞の種類)

第19条 出品作品のうち特に優秀なものに対し、以下のとおり賞を贈る。ただし、重要無形文化財保持者、審査委員及び主催者の作品は一般賞の対象としない。

2 賞は別に定める

(審査委員会の設置)

第20条 前条の規定する賞の受賞作品を審査決定するために、審査委員会を置く。

2 審査委員は運営委員会にて選出する。

(審査委員会の組織)

第21条 審査委員会は、15名以上22名以内とし、運営委員長が委嘱する学識者・職方者とする。

2 審査委員会に、審査委員長1名を置く。

3 審査委員長は、委員の互選により選出する。

4 審査委員長は、副委員長を指名する。審査委員長が事故の場合副委員長が代わりに勤める。

5 審査委員長は、審査に必要な事項を定め、審査委員会を統括し、かつ、審査の結果を各受賞の理由を付して運営委員長に報告しなければならない。

6 審査委員の任期は、委嘱の日から当該年度展覧会閉会の日までとする。

7 運営委員長は、審査権は無いが審査会に出席可能な審査委員補佐を任命することが出来る。

(審査方法)

第22条 審査は、出品作品1点ごとの投票により決定する。

2 審査委員会の決定は、出席審査委員の過半数をもって決する。

(審査委員会の定足数)

第23条 審査委員の過半数の者が出席しなければ、審査委員会を開くことができない。

(審査員の再任・制限)

第24条 学識審査員を除き、審査員の再任は3年までとする。但し、運営委員会の承認により再任が出来る。

2 刀身、外装部門とも職方審査員は、自身ならびに子弟、子息の関る作品への採点はできない。

(受賞に関する異議の申し立て)

第25条 受賞については、意義の申し立てをすることはできない。

第4章 主催者・審査員

(主催者・審査員)

第26条 次に該当するものは、招待者とすることができる。主催者・審査員。

2 招待者の作品は1次審査を受ける。

第5章 陳列

(陳列)

第27条 本展の陳列は、運営委員会が行う。

(陳列に対する異議の申し立て)

第28条 本展の陳列位置、配置等については、異議の申し立てをすることはできない。

第6章 搬出

(作品の搬出)

第29条 陳列作品の搬出は、運営委員長が通知する期間内に、預り証と引換えに行うものとする。

2 陳列作品は、会期中、運営委員会許可なくして搬出、又は撤収することはできない。

(陳列作品以外の作品の搬出)

第30条 陳列作品以外の作品の搬出については、本展の開会までに、搬出の期日、場所等を実行委員長が出品者に通知する。

2 搬出は、出品者が預り証と引換えに行うものとする。

(作品の返送)

第31条 期間内に搬出されないものは、荷造り運賃着払いをもって返送する。

第7章 会計その他

(会計責任)

第32条 本展の運営に関する会計の責任は、運営委員会が負うものとする。

(撮影)

第33条 受理した作品を撮影又は模写しようとする者は、出品者の承認及び運営委員長の許可を得なければならない。

(付帯事業)

第34条 本展は、講演会、特別鑑賞会その他の付帯事業を実施することができる。

(売約)

第35条 陳列作品の売約については、別に定める。

第8章 補則

(事務局)

第36条 事務局の所在地は公益財団法人日本刀文化振興協会 事務局に置く。

(規定以外の事項)

第37条 この規定に定めるもののほか必要な事項は、運営委員長が定める。

(規定の改正)

第38条 この規定の改正については、本展主催者協議の上決定する。

平成22年2月1日制定

平成24年4月4日改定

平成25年4月11日改定

平成25年10月24日改定

平成27年1月9日改定

平成27年3月12日改定

公益財団法人日本刀文化振興協会